

県南広域振興局長告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年4月1日

県南広域振興局長 菅原健司

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360590004	公益財団法人総合花巻病院	総合花巻病院訪問看護ステーション	花巻市御田屋町4番56号	令和7年3月31日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350410329	医療法人社団創生会	水沢老人保健施設興生園	奥州市水沢佐倉河字慶徳27番地1	令和7年3月31日

3 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501587	公益財団法人総合花巻病院	総合花巻病院通所リハビリテーション	花巻市御田屋町4番56号	令和7年3月31日